

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）議事概要

日 時：平成21年5月27日（水） 13時30分～16時

場 所：水資源機構 中部支社 4階会議室

出席者：国土交通省 中部地方整備局 河川部長（座長）

岐阜県 県土整備部長

岐阜県 都市建築部長

愛知県 地域振興部長（代理：水資源監）

愛知県 建設部長

愛知県 企業庁水道部長

三重県 政策部長（代理：交通・資源政策監）

三重県 県土整備部長

名古屋市 上下水道局次長（技術本部長兼務）

独立行政法人 水資源機構 中部支社 副支社長

配付資料：「議事次第」「構成」「出席者名簿」「配席図」

「資料-1 木曽川水系連絡導水路事業の経緯・進め方」

「参考資料」

議事要旨

1. 名古屋市から次のとおり、今般の事情説明、考え方、および今後のスケジュール等について説明を聞いた。

- ① 河村市長が国会議員時代に導水路の必要性について疑問を持ち、市長になった今でも同じ思いであることなどを表明したものであり、名古屋市として、導水路事業からの撤退を正式に決めたわけではない。
- ② 名古屋市として導水路事業に参画する必要性を改めて検討したいと考えており、環境レポートの進捗も考慮しながら目処として夏頃には結論を得たいと考えている。
- ③ 名古屋市として検討するため、当面、連絡導水路事業に係る負担金の本年度第1回目である5月の支払いを止めてもらっている。

2. 中部地方整備局及び水資源機構から、本事業については、平成16年6月に行われた三県一市副知事・助役会議での確認事項を踏まえ、平成16年10月に設置された「徳山ダムに係る導水路検討会」において関係者間で検討を重ねて計画案を作成してきたこと、また、次のとおり、法律に基づいて三県知事・名古屋市長

等の意見を聴き、又は同意を得て事業を実施してきた経緯を説明し、今後はこれらの経緯を踏まえて対応していくことを全員で確認した。

① 木曽川水系河川整備計画（平成 20 年 3 月策定）

河川法に基づき、国土交通省が四県知事の意見を聴き、名古屋市長等の意見も愛知県知事等を通じて聴いた上で計画を策定した。

② 木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更（平成 20 年 6 月策定）

水資源開発促進法に基づき、国土交通省が四県知事の意見を聴いた上で計画を策定した。なお、愛知県は名古屋市の意見を聴いた上で回答している。

③ 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画（平成 20 年 8 月策定）

水資源機構法に基づき、水資源機構理事長が特定利水者である愛知県企業庁長・名古屋市長に意見を聞くとともに、費用負担の同意を得たのち、事業実施計画について三県知事に協議した上で、計画を策定した。

3. 名古屋市の今般の動きに対し、各県から下記の意見があった。

① これまで三県一市を始めとする関係者が連携・協力して進めてきた経緯を踏まえない、今回の名古屋市長の突然の撤退の意思表明は、極めて遺憾である。

② 岐阜県は徳山ダム建設にあたり、下流域の治水・利水のために多大な犠牲を払っている。上流水源県である岐阜県、特に 466 世帯全村移転という大きな犠牲を強いられた旧徳山村村民に対し、名古屋市は徳山ダムに確保された水をどう取り扱うのかを含め、説明責任を果たすべきである。

③ 近年の小雨化傾向などによる水不足が心配されるなか、短期の動向にかかわらず長期的視点で計画的に水資源を確保する必要があると考えるが、名古屋市としてどう考えているのか、今後早急に示してほしい。

④ 三県一市は運命共同体として、相互に水資源の確保に努めつつ、渇水時には互譲の精神で調整し乗り越えてきたが、今後の渇水調整のあり方をどう考えていくのか。

⑤ 本事業は、関係者が連携・協力し、多くの時間をかけ各々が最も効果的な事業となるよう調整し、法に基づいて手続きを踏んできたものであり、名古屋市の判断により三県の負担

が増加することは絶対に受け入れられない。

- ⑥ 環境影響検討の結果問題がなければ、本事業を現計画どおりに平成27年度までに完成させるべきと考えるが、今後の名古屋市としての意思決定に至る手順及び時期を速やかに明らかにしていただきたい。

4. 今後の調整の進め方

- ① 名古屋市は、本日の各県からの意見・質問に対して、真摯に検討するとともに、市としての本事業に参画する必要性についての検討を早急に進める。
- ② 本検討会は、名古屋市の検討状況に応じて、隨時、開催するものとする。

以上。